

令和7年12月25日

各保育事業実施施設・事業所 設置者・管理者 殿

こども家庭庁委託事業事務局
(株式会社CCNグループ)

「保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査」への協力依頼について（依頼）
(私立施設・事業所向け)

こども施策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日の改正児童福祉法施行により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の情報を管理する「保育士特定登録取消者管理システム」（以下、「本システム」という。）が稼働し、保育所等において保育士を任命し、又は雇用しようとする者は、保育士を任命・雇用しようとするときは、本システムを活用することが法令により義務付けられました。

本システムの運用開始から1年が経過したことから、こども家庭庁では、各施設・事業所における本システムの認知度、利用登録及び活用状況を把握するための調査を実施することとしました。

つきましては、御多忙の折、誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨を御理解いただき、下記により御回答くださいますようお願い申し上げます。

また、システムの利用者情報登録を行っていない施設・事業所におかれましては、「保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて（周知）」（令和6年3月11日付事務連絡）に記載されている利用者情報登録用URLから利用者情報登録を行ってください。事務連絡をお持ちでない場合は所管の自治体宛てお問い合わせください。

記

1. 調査の目的

システム活用対象施設・事業における、法令上の義務やシステムの認知度、及び登録・活用実態の把握

2. 回答方法

以下のWebアンケートフォームよりアクセスし、御回答をお願いいたします。

【アンケート URL : <https://lgn.research-ccng.com/index.php/653542?lang=ja> 】

※1施設・事業所につき回答は1回となります。重複して回答しないよう御留意ください。

アンケートは、約10問、所要時間は3～5分程度です。

3. 回答期限

令和8年1月30日（金）まで

4. 調査対象

保育士特定登録取消者管理システムの活用対象となる全ての施設・事業所

【調査対象施設・事業所】

- ・保育所
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼保連携型以外の認定こども園
- ・認可外保育施設
(届出をしているもの)
(企業主導型保育施設を含む)
(個人のベビーシッターを除く)
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・小規模保育事業 (A型・B型・C型)
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業
- ・預かり保育 (子育法に基づくもの)
- ・児童養護施設
- ・児童心理治療施設
- ・乳児院
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業
- ・放課後等デイサービス
- ・病院 (結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関)
- ・母子生活支援施設
- ・一時預かり事業
- ・一時保護施設
- ・女性自立支援施設
- ・女性相談支援センター

5. 問合せ先 (委託先)

株式会社CCNグループ 担当：安岡、西本

メール：hoiku2025@ccn-g.co.jp

※対応時間：平日 9時30分～17時00分

以上